

---

■ 種別 : 個人  
■ 所属等 : 公認会計士  
■ 氏名 : 山本 史枝

---

企業会計基準委員会担当部署御中

公開草案の内容はほぼ予想通りでした。質問 1 から 7 に対しては同意します。  
その他の要望を述べさせていただきます。

(1) 適用範囲に含まれる別記事業の取り扱いについて

財務諸表等規則に掲げられている別記事業のうち、建設業、金融関連業、保険業は会計基準の適用範囲方除外されていることが明記されていますが（会計基準草案第 3 項）、その他の別記事業（鉄道業、電気業、ガス業、その他の事業）の扱いが明確ではありません。

いずれの別記事業に、もそれぞれの監督官庁の発した省令や規則が設けられ、特殊な収益認識処理が見られます。

それらは主として財務諸表に表示される勘定科目についての特殊性ですが、それらにリンクして収益認識基準が特殊です。

それぞれの業界の慣行、通達、事務連絡等により、収益認識基準として採用されていたものと思われませんが、それらは新しい収益認識基準に替わるのでしょうか。

すべての業種の会計基準を調べて把握しているわけではありませんが、別記事業についての扱いを「結論の背景」などで触れていただきたいです。

(2) 基準案、実務指針案等の表現の方法

IFRS 第 15 号が難解な基準ですが、当公開草案も解りにくい箇所も少なくありません。内容の正確性を期し、誤解を防ぐためか、言い回しが解りづらいです。

会計基準では無理でしょうが、実務指針においては、文章中にもっと具体的な取引例を示しながら説明していただくと理解しやすいと思われます。設例のような数値を使った具体例ではなく、「例えば、同一敷地内に複数の施設を建設する契約」というように具体例を入れるとすぐ理解できます。

以上